

広島県告示第九百九十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条の規定によって、次のとおり指定居宅介護支援事業の廃止の届出があった。

平成十九年十月九日

広島県知事 藤田 雄山

指定居宅介護支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	廃止年月日
株式会社コムスン	株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目一〇番一号	株式会社コムスン 福山駅前ケアセンター	福山市駅前町倉光二二二一	平成一九年六月三〇日
アプロ株式会社	アプロ株式会社	尾道市新浜一丁目六番地一〇五号	アプロ高須薬局 居宅介護支援事業所	尾道市高須町四七七四一	平成一九年七月十八日
株式会社コムスン	株式会社コムスン	東京都港区六本木一〇番一号	株式会社コムスン 広島西ヶアセ ンター	広島市西区草津南二丁目二番一号	平成一九年七月三〇日
株式会社コムスン	株式会社コムスン	東京都港区六本木一〇番一号	株式会社コムスン 五日市ヶアセ ンター	広島市佐伯区五日市一丁目一四番二七号	平成一九年七月三〇日
株式会社ニチイ学館	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二一九	アイリスヶアセ ンター可部	広島市安佐北区可部五丁目一―二六 ヴァインペール細田二〇三	平成一九年七月三一日
株式会社ニチイ学館	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二一九	アイリスヶアセ ンター大芝	広島市佐伯区五日市駅前二丁目一五 ―一KDCビル一階	平成一九年七月三一日
株式会社ニチイ学館	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二一九	アイリスヶアセ ンター大芝	広島市西区大芝三丁目一四―一〇イ トービル五二階	平成一九年七月三一日
株式会社ニチイ学館	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二一九	アイリスヶアセ ンター舟入	広島市中区舟入川口町一―二―二二 ツエステート七二階	平成一九年七月三一日
榎木内科・循環器科 居宅介護支援事業所	榎木内科・循環器科 居宅介護支援事業所	広島市中区江波南一―三九―九	榎木内科・循環器科 居宅介護支援事業所	広島市中区江波南一―三九―九	平成一九年八月二日